

青森県報

号外第八十二号

令和三年
九月一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県職員倫理規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

告 示

○生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉政策課) ……

○遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) ……

○右……………(同) ……

○右……………(同) ……

○右……………(同) ……

○右……………(同) ……

○右……………(同) ……

○右……………(同) ……

規 則

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十四号

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則

青森県職員倫理規則(平成十三年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様

式の注中5を削り、6を5とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
相 坂 稔	十和田市大字三本木字北平一四七の四三九	令和三・七・一

青森県告示第五百八十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

深浦漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第二号

四 変更の内容

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百八十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

三厩漁業協同組合 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第二十号

四 変更の内容

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第八条第一項「第七条及び第八条」を「第六条及び第七条」に改め、同条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

蟹田川漁業協同組合 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇の一

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第二十二号

四 変更の内容

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

川内町内水面漁業協同組合 むつ市川内町獅子畑一―二八の一

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第二十八号

四 変更の内容

(遊漁料の額及び納付方法)の第六条第二項第一号「むつ市川内町川内三百八番

地」を「むつ市川内町獅子畑百二十八番地一号」に改める。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）の第八条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第一号遊漁承認証の表の「平成」を削除し、「川内町内水面漁業協同組合」を「川内町内水面漁業協同組合 ㊦」に改める。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

風間浦漁業協同組合 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第二十九号

四 変更の内容

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）の第九条第二項「青森市安方一丁目一番三十二号青森県水産ビル六階」を削除する。

「附則 この規則の変更は、下風呂漁業協同組合と易国間漁業協同組合と蛇浦漁業協同組合の合併後に効力を有するものとする。」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

風間浦漁業協同組合 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第三十号

四 変更の内容

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）の第九条第二項「青森市安方一丁目一番三十二号青森県水産ビル六階」を削除する。

「附則 この規則の変更は、下風呂漁業協同組合と易国間漁業協同組合と蛇浦漁業協同組合の合併後に効力を有するものとする。」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九の二

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第三十五号

四 変更の内容

(遊漁期間)の第四条第三項「サークルk」を「ファミリーマート」に改める。
(遊漁料の額及び納付方法)の第七条第二項「サークルk」を「ファミリーマート」に改める。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四一―十五」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九の二

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第三十六号

四 変更の内容

(遊漁期間)の第四条第三項「サークルk」を「ファミリーマート」に改める。
(遊漁料の額及び納付方法)の第七条第二項「サークルk」を「ファミリーマート」に改める。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四一―十五」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

奥入瀬川漁業協同組合 十和田市大字奥瀬字中平六一の一

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第四十三号

四 変更の内容

(遊漁料の額及び納付方法)の第六条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を「十和田市奥瀬字中平六一番地一」に改める。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第九条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

青森県告示第五百九十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により次とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の名称及び住所

奥入瀬川漁業協同組合 十和田市大字奥瀬字中平六一の一

二 認可年月日 令和三年八月十九日

三 漁業権の免許番号 内共第四十四号
四 変更の内容

(遊漁料の額及び納付方法)の第六条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を「十和田市奥瀬字中平六十一番地一」に改める。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)の第八条第二項「十和田市元町東四丁目一番十五号」を削除する。

様式第二号遊漁承認証の表の「平成」、「郵便番号」、「青森県十和田市元町東四丁目一―十五」、「電話番号」、「ファックス番号」を削除し、裏の「内水面漁業調整規則」を「漁業調整規則」に改める。

五 施行の日 令和三年八月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円